

ID: 327

担当部署: 農政課

処分の概要	農地利用規約の認定		
法令名 根拠条項	農住組合法 第13条第3項		
法令番号	昭和55年法律第86号		
【基準】	<p>法第13条第3項及び第4項の規定による。 (農地利用規約)</p> <p>第13条</p> <p>3 組合は、農地利用規約を定めたときは、主務省令で定めるところにより、これを市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に提出して、当該農地利用規約が営農地区における当面の営農の円滑な継続に資するものである旨の認定を受けることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、申請に係る農地利用規約の設定手続又は申請手続が法令に違反していると認めるときは、同項の認定をしてはならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 510

担当部署: 農政課

処分の概要	優良田園住宅建設計画の認定		
法令名 根拠条項	優良田園住宅の建設の促進に関する法律 第4条第1項		
法令番号	平成10年法律第41号		
【基準】	<p>法第4条第1項から第3項までの規定による。 (優良田園住宅建設計画の認定)</p> <p>第4条 優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設に関する計画(以下「優良田園住宅建設計画」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該優良田園住宅建設計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 優良田園住宅建設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 建設しようとする住宅の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>(2) 建設しようとする住宅の建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合</p> <p>(3) 建設しようとする住宅の階数</p> <p>(4) その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項</p> <p>3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その優良田園住宅建設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 優良田園住宅建設計画の内容が基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>(2) 優良田園住宅建設計画に係る住宅が優良田園住宅であること。</p> <p>(3) 優良田園住宅建設計画に係る住宅の用に供する土地の所在及び面積並びに周辺の土地利用の状況、公共施設の整備の状況等からみて、当該土地を住宅の用に供することが適当であり、かつ、良好な居住環境の形成が見込まれること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 511

担当部署: 農政課

処分の概要	優良田園住宅建設計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	優良田園住宅の建設の促進に関する法律 第4条第6項		
法令番号	平成10年法律第41号		
【基準】	<p>法第4条第1項と同様に法第4条第1項から第3項までの規定による。 (優良田園住宅建設計画の認定)</p> <p>第4条 優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設に関する計画(以下「優良田園住宅建設計画」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該優良田園住宅建設計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 優良田園住宅建設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 建設しようとする住宅の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>(2) 建設しようとする住宅の建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合</p> <p>(3) 建設しようとする住宅の階数</p> <p>(4) その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項</p> <p>3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その優良田園住宅建設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 優良田園住宅建設計画の内容が基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>(2) 優良田園住宅建設計画に係る住宅が優良田園住宅であること。</p> <p>(3) 優良田園住宅建設計画に係る住宅の用に供する土地の所在及び面積並びに周辺の土地利用の状況、公共施設の整備の状況等からみて、当該土地を住宅の用に供することが適当であり、かつ、良好な居住環境の形成が見込まれること。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 271

担当部署: 農政課

処分の概要	農業経営の改善及び安定のための計画の認定		
法令名根拠条項	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第5条		
法令番号	平成5年法律第72号		
【基準】	<p>法第5条の規定による。 (農業経営の改善及び安定のための計画の認定)</p> <p>第5条 基盤整備計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)は、農業者の組織する団体から、農林水産省令で定めるところにより、その作成した新規の作物の導入その他生産方式の改善による当該団体の構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置の実施並びに当該措置の実施に必要な施設(農林水産省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。)の整備に関する計画が適当である旨の認定の申請があった場合において、その計画が、基盤整備計画に即したものであること、その計画に従って農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員(以下「参加構成員」という。)の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 272

担当部署: 農政課

処分の概要	農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定		
法令名 根拠条項	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 第7条		
法令番号	平成5年法律第72号		
【基準】	<p>法第7条の規定による。 (農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定)</p> <p>第7条 計画作成市町村は、農林業等活性化基盤施設(特定施設を除く。)の設置に係る事業を行おうとする者から、主務省令で定めるところにより、その作成したその事業に関する計画(以下「事業計画」という。)が適当である旨の認定の申請があった場合において、その事業計画が基盤整備計画に即したものであることその他主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その事業計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>省令第5条の規定による。 (農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定基準)</p> <p>第5条 法第7条の主務省令で定める基準は、当該農林業等活性化基盤施設設置事業計画の達成されることが確実であることとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 328

担当部署: 農政課

処分の概要	農地等の権利移動の許可
法令名 根拠条項	農地法 第3条第1項
法令番号	昭和27年法律第229号
<p>【基準】</p> <p>法第3条第1項から第3項までの規定による。 (農地又は採草放牧地の権利移動の制限)</p> <p>第3条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第5条第1項本文に規定する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第46条第1項又は第47条の規定によつて所有権が移転される場合 (2) 削除 (3) 第37条から第40条までの規定によつて農地中間管理権(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。)が設定される場合 (4) 第43条の規定によつて同条第1項に規定する利用権が設定される場合 (5) これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合 (6) 土地改良法(昭和24年法律第195号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)、集落地域整備法(昭和62年法律第63号)又は市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)による交換分合によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合 (7) 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第4条第4項第1号の権利が設定され、又は移転される場合 (7)の2 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて賃借権又は使用貸借による権利が設定され、又は移転される場合 (8) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第2条第3項第3号の権利が設定され、又は移転される場合 (9) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第8条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第5条第8項の権利が設定され、又は移転される場合 (9)の2 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)第17条の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第5条第4項の権利が設定され、又は移転される場合 (10) 民事調停法(昭和26年法律第222号)による農事調停によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合 (11) 土地収用法(昭和26年法律第219号)その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合 (12) 遺産の分割、民法(明治29年法律第89号)第768条第2項(同法第749条及び第771条において準用する場合を含む。)の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第958条の3の規定による相続財産の分与に関する裁判によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合 (13) 農地利用集積円滑化団体(農業経営基盤強化促進法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。)又は農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地売買等事業(同法第4条第3項第1号ロに掲げる事業をいう。以下同じ。)又は同法第7条第1号に掲げる事業の実施によりこれらの権利を取得する場合 (14) 農業協同組合法第10条第3項の信託の引受けの事業又は農業経営基盤強化促進法第7条第2号に掲げる事業(以下これらを「信託事業」という。)を行う農業協同組合又は農地中間管 	

- 理機構が信託事業による信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合
- (14)の2 農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。)の実施により農地中間管理権を取得する場合
- (14)の3 農地中間管理機構が引き受けた農地貸付信託(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項第2号に規定する農地貸付信託をいう。)の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合
- (15) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下単に「指定都市」という。)が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第19条の規定に基づいてする同法第11条第1項の規定による買入れによつて所有権を取得する場合
- (16) その他農林水産省令で定める場合
- 2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第1号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。
- (1) 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合
- (2) 農業生産法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合
- (3) 信託の引受けにより第1号に掲げる権利が取得される場合
- (4) 第1号に掲げる権利を取得しようとする者(農業生産法人を除く。)又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合
- (5) 第1号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では2ヘクタール、都府県では50アール(農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積)に達しない場合
- (6) 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合(当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第2条第2項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。)の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。)
- (7) 第1号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- 3 農業委員会は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときは、前項(第2号及び第4号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、第1項の許可をすることができる。
- (1) これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。
- (2) これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(3) これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 273

担当部署: 農政課

処分の概要	特定農地貸付けに関する承認		
法令名 根拠条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 第3条第3項		
法令番号	平成元年法律第58号		
【基準】	<p>法第3条の規定による。 (特定農地貸付けの承認)</p> <p>第3条 特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程(地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定)を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)に提出して、第3項の規定による承認を求めることができる。</p> <p>2 前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積</p> <p>(2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法</p> <p>(3) 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件</p> <p>(4) 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法</p> <p>(5) その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 農業委員会は、第1項の承認の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する農地の周辺の地域における農用地(耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。)の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。</p> <p>(2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。</p> <p>(3) 前項第3号から第5号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。</p> <p>(4) その他政令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 274

担当部署: 農政課

処分の概要	特定農地貸付けの変更の承認(第3条第3項の準用)		
法令名根拠条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 第4条第1項		
法令番号	平成元年政令第258号		
【基準】	<p>準用する法第3条第3項と同様に法第3条の規定による。 (特定農地貸付けの承認)</p> <p>第3条 特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程(地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定)を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)に提出して、第3項の規定による承認を求めることができる。</p> <p>2 前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積</p> <p>(2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法</p> <p>(3) 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件</p> <p>(4) 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法</p> <p>(5) その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 農業委員会は、第1項の承認の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する農地の周辺の地域における農用地(耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。)の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。</p> <p>(2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。</p> <p>(3) 前項第3号から第5号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。</p> <p>(4) その他政令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 172

担当部署: 農政課

処分の概要	市民農園の開設の認定		
法令名 根拠条項	市民農園整備促進法 第7条第1項		
法令番号	平成2年法律第44号		
【基準】	<p>法第7条第3項の規定による。 (市民農園の開設の認定)</p> <p>第7条</p> <p>3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。</p> <p>(2) 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。</p> <p>(3) 市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。</p> <p>(4) 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。</p> <p>(5) 前項第5号から第8号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。</p> <p>(6) その他政令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>政令第4条の規定による。 (市民農園の開設の認定の基準)</p> <p>第4条 法第7条第3項第6号の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 申請の手続又は整備運営計画の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 市民農園の用に供する農地が法第2条第2項第1号イに掲げる農地である場合にあっては、当該農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。</p> <p>市民農園整備促進法の運用について(平成2年9月20日・2構改B第982号・建設省経民発第41号・建設省都公緑発第108号)参照</p>		
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 173

担当部署: 農政課

処分の概要	市民農園整備運営計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	市民農園整備促進法 第7条第5項		
法令番号	平成2年法律第44号		
【基準】	<p>法第7条第1項(市民農園の開設の認定)と同様に法第7条第3項の規定による。 (市民農園の開設の認定)</p> <p>第7条</p> <p>3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。</p> <p>(2) 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。</p> <p>(3) 市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。</p> <p>(4) 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。</p> <p>(5) 前項第5号から第8号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。</p> <p>(6) その他政令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>政令第4条の規定による。 (市民農園の開設の認定の基準)</p> <p>第4条 法第7条第3項第6号の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 申請の手續又は整備運営計画の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 市民農園の用に供する農地が法第2条第2項第1号イに掲げる農地である場合にあっては、当該農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。</p> <p>市民農園整備促進法の運用について(平成2年9月20日・2構改B第982号・建設省経民発第41号・建設省都公緑発第108号)参照</p>		
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 307

担当部署: 農政課

処分の概要	農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認		
法令名根拠条項	土地改良法 第3条第1項第2号		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】	<p>法第3条第1項第2号の規定による。 (土地改良事業に参加する資格)</p> <p>第3条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者</p> <p>(2) 農用地であつて所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令の定めるところにより、農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認した場合にあつては、その所有者、その他の場合にあつては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者</p> <p>申請に当たっては、政令第1条の3第1項及び省令第2条第2項の手続による。</p> <p>政令第1条の3第1項 (土地改良事業に参加する資格の申出等)</p> <p>第1条の3 法第3条第1項第2号の規定による申出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申出書を農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下この条から第1条の7までにおいて同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>省令第2条第2項 (事業参加の申出)</p> <p>第2条</p> <p>2 土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「令」という。)第1条の3第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 申出者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 当該農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 当該農用地の所在、地番、地目(登記簿の地目が現況と異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目。以下同じ。)、用途及び地積</p> <p>(4) 申出の理由</p> <p>(5) その他必要な事項</p>		
標準処理期間	7日(省令第2条第3項)		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 308

担当部署: 農政課

処分の概要	農用地に係る土地改良事業の参加資格交替の承認		
法令名 根拠条項	土地改良法 第3条第2項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
<p>【基準】 法第3条第2項の規定による。 (土地改良事業に参加する資格)</p> <p>第3条 2 前項第2号の所有者及び権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者が、政令の定めるところにより、合意によつてその資格を交替すべき旨を農業委員会に申し出、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認したときは、その承認のあつた時にその資格が交替するものとする。同項第4号の所有者並びに権原に基づき使用及び収益をする者が、政令の定めるところにより、合意によつてその資格を交替すべき旨を農業委員会に申し出た場合も、また同様とする。</p> <p>申請に当たっては、政令第1条の5の準用規定により政令第1条の3第1項及び省令第2条第2項の手続による。</p> <p>政令第1条の3第1項 (土地改良事業に参加する資格の申出等)</p> <p>第1条の3 法第3条第1項第2号の規定による申出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申出書を農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下この条から第1条の7までにおいて同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>省令第2条第2項 (事業参加の申出)</p> <p>第2条 2 土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「令」という。)第1条の3第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 申出者の氏名又は名称及び住所 (2) 当該農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者の氏名又は名称及び住所 (3) 当該農用地の所在、地番、地目(登記簿の地目が現況と異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目。以下同じ。)、用途及び地積 (4) 申出の理由 (5) その他必要な事項</p>			
標準処理期間	7日(前段のみ)(省令第2条第3項・令第1条の5準用)		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 309

担当部署: 農政課

処分の概要	農用地の一時貸付に係る事業参加資格の認定		
法令名 根拠条項	土地改良法 第3条第3項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】	<p>法第3条第3項の規定による。 (土地改良事業に参加する資格)</p> <p>第3条 3 前2項の規定の適用については、賃貸人又は貸主が、疾病その他農林水産省令で定める事由によつて当該農用地につき自ら耕作又は養畜の業務を営むことができないため、一時その農用地を他人に貸し付け、その耕作又は養畜の業務の目的に供した場合において、農業委員会が、政令の定めるところにより、その賃貸人又は貸主が近く自ら耕作又は養畜の業務を営むものと認め、かつ、これを相当と認めるときは、その賃貸人又は貸主をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。</p> <p>省令第5条 (一時耕作の場合の自作不能の事由)</p> <p>第5条 法第3条第3項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるものとする。 (1) 就学 (2) 選挙による公務就任その他の事由で農業委員会が自ら耕作又は養畜の業務を営まないことをやむなくさせた事由と認めたもの</p> <p>政令第1条の6 (一時耕作の場合の認定)</p> <p>第1条の6 農業委員会は、法第3条第3項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該認定に係る賃貸人又は貸主に通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 310

担当部署: 農政課

処分の概要	農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の借受農用地に係る事業参加資格の認定		
法令名 根拠条項	土地改良法 第3条第4項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】	<p>法第3条第4項の規定による。 (土地改良事業に参加する資格)</p> <p>第3条</p> <p>4 第1項又は第2項の規定の適用については、農地利用集積円滑化団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体(同法第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業を行う者に限る。)をいう。以下同じ。)若しくは農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、又は農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構がその借り受けている農用地を農地利用集積円滑化事業(農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。)若しくは農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。)の実施により一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が政令の定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 325

担当部署: 農政課

処分の概要	施設の配置に関する協定の認可		
法令名 根拠条項	農業振興地域の整備に関する法律 第18条の2第1項		
法令番号	昭和44年法律第58号		
【基準】	<p>法第18条の2第1項及び第18条の5第1項の規定による。 (協定の締結等)</p> <p>第18条の2 農用地利用計画において第3条第4号に掲げる土地としてその用途が指定された土地において同号に規定する施設を適切に配置し、農業生産を円滑かつ効率的に進めるため、同号に規定する施設のうち適切に配置されることが営農環境の確保上特に必要と認められる農林水産省令で定める施設の用に供することを予定する土地を含む農業振興地域内にある相当規模の一団の土地(公共施設の用に供する土地その他政令で定める土地を除く。)について所有権、地上権又は賃借権を有する者(国及び地方公共団体を除く。以下「土地所有者等」という。)は、市町村長の認可を受けて、これらの土地についての当該施設の用に供することを予定する土地の区域の設定及びこれと併せて行う当該施設の用に供しないことを予定する土地の区域の設定に関する協定(以下第18条の11までにおいて「協定」という。)を締結することができる。</p> <p>(協定の認可)</p> <p>第18条の5 市町村長は、第18条の2第1項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請の手續又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 協定区域(協定において協定区域予定地を定める場合には、当該協定区域予定地の区域を含む。)が協定の目的を達成するために必要な相当の規模を有し、かつ、協定に係る施設による営農環境への影響の及ぶ範囲を超えない一団の土地であると認められること。</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。</p> <p>(4) 協定の内容が農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p> <p>農用地等の確保等に関する基本指針(平成22年6月11日)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 326

担当部署: 農政課

処分の概要	施設の維持運営に関する協定の認定		
法令名 根拠条項	農業振興地域の整備に関する法律 第18条の12第1項		
法令番号	昭和44年法律第58号		
【基準】	<p>法第18条の12第1項及び第3項の規定による。 (施設の維持運営に関する協定の締結等)</p> <p>第18条の12 農業者その他の土地所有者等に係る土地が利益を受け、又は農業者その他の者の共同の利用に供されている農業振興地域における農業用排水施設(政令で定める施設を除く。以下この条において同じ。)その他の第8条第2項第2号に掲げる事項に係る施設又は同項第4号若しくは第6号に規定する施設であつて、農業用排水施設により利益を受ける土地に係る土地所有者等又は農業用排水施設以外の施設の利用者が共同して行う維持、運営その他の行為(以下この条において「維持運営」という。)により機能の保持を図る必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、農業者その他の土地所有者等又は利用者は、その施設の適正な維持運営を確保するため、当該施設について設置者又は管理者がある場合には当該設置者又は管理者の同意を得て、当該施設の維持運営に関する協定(以下この条において「協定」という。)を締結し、当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村長は、第1項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 農業用排水施設に係る協定にあつては当該農業用排水施設により利益を受ける土地の区域に係る土地所有者等の、その他の協定にあつては協定の目的となる施設の利用者の相当部分が協定に参加していること。</p> <p>(2) 協定において定める施設の維持運営に関する事項の内容が適切であり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に資するものであること。</p> <p>(3) 協定において定める前項第3号から第6号までに掲げる事項の内容が妥当なものであること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 177

担当部署: 農政課

処分の概要	農用地の保全等に関する協定の認定		
法令名 根拠条項	集落地域整備法 第8条第1項		
法令番号	昭和62年法律第63号		
【基準】	<p>法第9条第1項の規定による。 (協定の認定等)</p> <p>第9条 市町村長は、前条第1項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 申請の手續又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。 (3) 協定の内容が集落農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1559

担当部署: 農政課

処分の概要	農地利用集積円滑化事業規程の承認		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第11条の11第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】	<p>法第11条の11第1項及び第3項の規定による。 (農地利用集積円滑化事業規程)</p> <p>第11条の11 第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く。)は、第6条第5項の同意を得た市町村(以下「同意市町村」という。)の区域(市街化区域を除く。)の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程(以下「農地利用集積円滑化事業規程」という。)を定め、同意市町村の承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第1項の承認をするものとする。</p> <p>(1) 基本構想に適合するものであること。</p> <p>(2) 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行つている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。</p> <p>(3) 第12条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。</p> <p>(4) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1560

担当部署: 農政課

処分の概要	農地利用集積円滑化事業規程の変更等の承認		
法令名根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第11条の12第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】	<p>法第11条の12の規定による。</p> <p>第11条の12 前条第1項の承認を受けた者は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、同意市町村の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前条第3項から第5項までの規定は前項の規定による変更の承認について、同条第4項及び第5項の規定は前項の規定による廃止の承認について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 320

担当部署: 農政課

処分の概要	農業経営改善計画の認定		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第12条第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】	<p>法第12条第1項及び第4項の規定による。 (農業経営改善計画の認定等)</p> <p>第12条 同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 基本構想に照らし適切なものであること。 (2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 (3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>省令第14条の規定による。 (農業経営改善計画の認定基準)</p> <p>第14条 法第12条第4項第3号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。 (2) その農業経営改善計画に法第13条第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人(以下「農業生産法人」という。))を除く。)が法第12条第3項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者(農業生産法人であるものに限る。)に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。 ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号チに掲げる者(当該関連事業者等を含む。ハにおいて同じ。)の有する議決権の合計が総株主の議決権の2分の1以上となるものでないこと。 ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号チに掲げる者の数が社員の総数の2分の1以上となるものでないこと。</p> <p>2 同意市町村が農業経営改善計画が前項第2号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 321

担当部署: 農政課

処分の概要	農業経営改善計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第13条第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】	<p>法第12条第1項(農業経営改善計画の認定)と同様に法第12条第1項及び第4項の規定による。 (農業経営改善計画の認定等)</p> <p>第12条 同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 基本構想に照らし適切なものであること。 (2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 (3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>省令第14条の規定による。 (農業経営改善計画の認定基準)</p> <p>第14条 法第12条第4項第3号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。 (2) その農業経営改善計画に法第13条第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人(以下「農業生産法人」という。)を除く。)が法第12条第3項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者(農業生産法人であるものに限る。)に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。 ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号チに掲げる者(当該関連事業者等を含む。ハにおいて同じ。)の有する議決権の合計が総株主の議決権の2分の1以上となるものでないこと。 ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号チに掲げる者の数が社員の総数の2分の1以上となるものでないこと。</p> <p>2 同意市町村が農業経営改善計画が前項第2号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1669

担当部署: 農政課

処分の概要	青年等就農計画の認定		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第14条の4第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】	<p>法第14条の4の規定による。 (青年等就農計画の認定)</p> <p>第14条の4 同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等(新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過しないもの(次項第1号において「既に農業経営を開始した青年等」という。))を含み、認定農業者を除く。)は、農林水産省令で定めるところにより、青年等就農計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 前項の青年等就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 農業経営の開始の時ににおける農業経営の状況(既に農業経営を開始した青年等にあつては、農業経営の現状)</p> <p>(2) 農業経営の開始から相当の期間を経過した時ににおける農業経営に関する目標</p> <p>(3) 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項</p> <p>(4) 第4条第2項第2号に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能に関する事項</p> <p>(5) その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>(2) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1670

担当部署: 農政課

処分の概要	青年等就農計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第14条の5第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】	<p>法第14条の5の規定による。 （青年等就農計画の変更等）</p> <p>第14条の5 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定就農者」という。）は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る青年等就農計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。）が同条第3項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったとき、又は認定就農者が認定就農計画に従って同条第2項第2号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 認定就農者が第12条第1項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第1項の認定は、その効力を失う。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 322

担当部署: 農政課

処分の概要	農用地利用規程の認定		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第23条第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】	<p>法第23条第1項及び第3項の規定による。 (農用地利用規程)</p> <p>第23条 農業協同組合法第72条の8第1項第1号の事業を行う農事組合法人その他の団体(政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。)であつて、第6条第2項第5号ロに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地につき第18条第3項第4号の権利を有する者の3分の2以上が構成員となつているものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。</p> <p>(2) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>(2)の2 前項第4号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。</p> <p>(3) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 323

担当部署: 農政課

処分の概要	農用地利用規程の変更の認定		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第24条第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】	<p>法第23条第1項(農用地利用規程の認定)と同様に法第23条第1項及び第3項の規定による。 (農用地利用規程)</p> <p>第23条 農業協同組合法第72条の8第1項第1号の事業を行う農事組合法人その他の団体(政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。)であつて、第6条第2項第5号ロに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地につき第18条第3項第4号の権利を有する者の3分の2以上が構成員となつているものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。</p> <p>(2) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>(2)の2 前項第4号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。</p> <p>(3) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 324

担当部署: 農政課

処分の概要	特定農用地利用規程の有効期間の延長の承認		
法令名根拠条項	農業経営基盤強化促進法施行令 第9条ただし書		
法令番号	昭和55年政令第219号		
【基準】	<p>政令第9条の規定による。 (特定農用地利用規程の有効期間)</p> <p>第9条 特定農用地利用規程の有効期間は、法第23条第1項の認定を受けた日から起算して5年とする。ただし、同項の認定を受けた団体は、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意を得た場合には、農林水産省令で定めるところにより、同意市町村の承認を得て、その有効期間を5年を超えない範囲内で延長することができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1705

担当部署: 農政課

処分の概要	事業計画の認定
法令名 根拠条項	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第7条第5項
法令番号	平成26年法律第78号
<p>【基準】</p> <p>法第7条の規定による。 (事業計画の認定)</p> <p>第7条 促進計画に基づいて当該促進計画に定められた前条第2項第1号の区域内において多面的機能発揮促進事業を実施しようとする農業者団体等は、その実施しようとする多面的機能発揮促進事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を作成し、当該促進計画を作成した市町村(以下「特定市町村」という。)の認定を申請することができる。</p> <p>2 事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 多面的機能発揮促進事業の目標</p> <p>(2) 多面的機能発揮促進事業の内容に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域</p> <p>ロ 第3条第3項第1号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては、当該事業に係る施設の所在及び種類、当該施設の管理に関し行う同号イに掲げる活動又は同号ロに掲げる活動の別及び当該活動の内容その他農林水産省令で定める事項</p> <p>ハ 第3条第3項第2号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては、当該事業に係る農業生産活動の内容、当該農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動の内容その他農林水産省令で定める事項</p> <p>ニ 第3条第3項第3号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては、当該事業に係る自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容、当該生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容その他農林水産省令で定める事項</p> <p>(3) 多面的機能発揮促進事業の実施期間</p> <p>(4) その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 農業者団体等であって農林水産省令で定めるものは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第85条第1項に規定する都道府県営土地改良事業によって生じた同法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設(次項において「土地改良施設」という。)について第3条第3項第1号に掲げる事業(同号ロに掲げる活動を行うものに限る。)を実施しようとするときは、前項第2号ロに掲げる事項に、第12条第1項の規定による委託を受けて行う当該土地改良施設についての管理に関する事項を記載することができる。</p> <p>4 前項に規定する農業者団体等は、同項の規定により事業計画に土地改良施設についての管理に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県(土地改良法第94条の10第1項の規定により当該都道府県が当該土地改良施設を同法第94条の3第1項に規定する土地改良区等に管理させている場合にあっては、当該土地改良区等を含む。)の同意を得なければならない。</p> <p>5 特定市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 当該事業計画が促進計画に照らし適切なものであること。</p> <p>(2) 当該事業計画に定める事項が当該事業計画に係る多面的機能発揮促進事業を確実に実施するために適切なものであること。</p> <p>(3) 当該事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業の実施区域(当該事業計画に2以上の多面的機能発揮促進事業が記載されている場合にあっては、その全ての実施区域)内に、現に耕作又は養畜の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作又は養畜の目的に供されないと見込まれる農用地として農林水産省令で定めるものがないこと。</p> <p>6 特定市町村は、第1項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要(当該認定に係る事業計画に、前条第2項第4号の規定により定められた区域内において実施される多面的機能発揮促進事業が記載されている場合にあっては、その旨を含む。)を公表しなければならない。</p>	

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 342

担当部署: 農政課

処分の概要	経営改善計画の認定		
法令名 根拠条項	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 第2条の5		
法令番号	昭和29年法律第182号		
【基準】	<p>法第2条の5及び省令第2条の5の規定による。 (経営改善計画)</p> <p>第2条の5 市町村計画を作成した市町村長は、当該市町村の区域内において酪農経営又は肉用牛経営を営む者から農林水産省令で定めるところによりその作成した経営改善計画が適当である旨の認定の申請があつた場合において、その経営改善計画が市町村計画の内容に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その経営改善計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>(経営改善計画の認定基準)</p> <p>第2条の5 法第2条の5の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該経営改善計画が市町村計画の内容に照らし適切なものであること。</p> <p>(2) 当該経営改善計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。</p> <p>(3) 当該経営改善計画に株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から借入れを必要とする資金の額及び計画が記載されているものについては、当該借入れが必要であつて、他に適当な方法がないこと。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1

担当部署: 農政課

処分の概要	土地への立入等の許可		
法令名 根拠条項	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 第25条第2項		
法令番号	昭和41年法律第126号		
【基準】	<p>法第25条第1項から第3項までの規定による。 (測量、実地調査及び簿書の閲覧等)</p> <p>第25条 都道府県又は市町村の職員は第2章の規定による入会林野整備又は前章の規定による旧慣使用林野整備に関し、当該入会林野整備を行なおうとする入会権者は当該入会林野整備に関し、土地又は土地に定着する物件の測量又は実地調査をするため必要があるときは、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。</p> <p>2 前項の入会権者が同項の行為をするには、あらかじめ、当該土地の所在地を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 市町村長は、前項の許可の申請があつたときは、当該土地の占有者及び立木竹の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 202

担当部署: 農政課

処分の概要	特用林の指定		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の8第1項第8号		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第10条の8第1項第8号の規定による。 (伐採及び伐採後の造林の届出)</p> <p>第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林(次号において「普通林」という。)であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものに付き伐採する場合</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 203

担当部署: 農政課

処分の概要	自家用林の指定		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の8第1項第9号		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第10条の8第1項第9号の規定による。 (伐採及び伐採後の造林の届出)</p> <p>第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 204

担当部署: 農政課

処分の概要	施業実施協定の認可		
法令名根拠条項	森林法 第10条の11の9第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第10条の11の9第1項及び第10条の11の12第1項の規定による。 (施業実施協定)</p> <p>第10条の11の9 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」という。)であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。</p> <p>(1) 地域森林計画の対象となつている森林であること。 (2) 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。</p> <p>(施業実施協定の認可)</p> <p>第10条の11の12 市町村の長は、第10条の11の9第1項又は第2項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請の手続又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 205

担当部署: 農政課

処分の概要	施業実施協定の変更の認可		
法令名根拠条項	森林法 第10条の11の13第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>準用する法第10条の11の9第1項(施業実施協定の認可)と同様に法第10条の11の9第1項及び第10条の11の12第1項の規定による。</p> <p>(施業実施協定)</p> <p>第10条の11の9 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」という。)であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。</p> <p>(1) 地域森林計画の対象となつている森林であること。</p> <p>(2) 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。</p> <p>(施業実施協定の認可)</p> <p>第10条の11の12 市町村の長は、第10条の11の9第1項又は第2項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請の手續又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 206

担当部署: 農政課

処分の概要	施業実施協定の廃止の認可		
法令名根拠条項	森林法 第10条の11の15第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第10条の11の15第1項の規定による。 (施業実施協定の廃止)</p> <p>第10条の11の15 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、第10条の11の9第1項若しくは第2項又は第10条の11の13第1項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 207

担当部署: 農政課

処分の概要	森林経営計画の認定		
法令名 根拠条項	森林法 第11条第5項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第11条第5項の規定による。 (森林経営計画)</p> <p>第11条</p> <p>5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>(1) 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>(2) 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。</p> <p>イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準</p> <p>ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準</p> <p>(3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。</p> <p>(4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。</p> <p>(5) 第2項第4号又は第7号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第21条第2項第1号又は第3号に該当するものであること。</p> <p>(6) 当該森林経営計画に第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。</p> <p>(7) 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。</p>		
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 208

担当部署: 農政課

処分の概要	森林経営計画の変更認定		
法令名 根拠条項	森林法 第12条第2項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第11条第5項(森林経営計画の認定)と同様に法第11条第5項の規定による。 (森林経営計画)</p> <p>第11条</p> <p>5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>(1) 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>(2) 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。</p> <p>イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準</p> <p>ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準</p> <p>(3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。</p> <p>(4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。</p> <p>(5) 第2項第4号又は第7号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第21条第2項第1号又は第3号に該当するものであること。</p> <p>(6) 当該森林経営計画に第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。</p> <p>(7) 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。</p>		
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 209

担当部署: 農政課

処分の概要	火入れの許可		
法令名 根拠条項	森林法 第21条第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第21条第1項及び第2項の規定による。 (火入れ)</p> <p>第21条 森林又は森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従つてでなければ火入れをしてはならない。ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の市町村の長は、火入れをする目的が次の各号の一に該当する場合でなければ同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 造林のための地ごしらえ (2) 開墾準備 (3) 害虫駆除 (4) 焼畑 (5) 前各号に準ずる事項であつて農林水産省令で定めるもの</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 210

担当部署: 農政課

処分の概要	森林施業に関する測量又は実地調査のための他人の土地への立入又は立木竹伐採の許可		
法令名 根拠条項	森林法 第49条第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	法第49条第1項の規定による。 (立入調査等) 第49条 森林所有者等は、森林施業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 211

担当部署: 農政課

処分の概要	森林病虫害等の駆除・予防のための他人の土地への立入の許可		
法令名 根拠条項	森林法 第49条第6項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第49条第6項の規定による。 （立入調査等）</p> <p>第49条</p> <p>6 森林所有者等は、森林に重大な損害を与えるおそれのある害虫、獣類、菌類又はウイルスが森林に発生し、又は発生するおそれがある場合において、その駆除又は予防のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて他人の土地に立ち入ることができる。この場合には、第2項から前項までの規定を準用する。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1666

担当部署: 農政課

処分の概要	設備整備計画の認定
法令名 根拠条項	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 第7条第3項
法令番号	平成25年法律第81号

【基準】

法第7条の規定による。

(設備整備計画の認定)

第7条 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該整備に関する計画(以下「設備整備計画」という。)を作成し、基本計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)の認定を申請することができる。

2 設備整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模その他の当該再生可能エネルギー発電設備の整備の内容並びに当該整備を行う期間
- (2) 前号の再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の内容
- (3) 第1号の再生可能エネルギー発電設備又は前号の農林漁業関連施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
- (4) 第1号の整備及び第2号の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- (5) その他農林水産省令・環境省令で定める事項

3 計画作成市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る設備整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであり、かつ、申請者が当該設備整備計画を実施する見込みが確実であること。
- (2) 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等(前項第1号の再生可能エネルギー発電設備及び同項第2号の農林漁業関連施設をいう。以下同じ。)の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であって漁港漁場整備法第39条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同条第2項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当すること。
- (3) 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する海岸保全区域(海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第40条第1項第2号及び第3号に規定するものに限る。次項第7号及び第13条において同じ。)内において行う行為であって同法第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同法第7条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定によりこれらの許可をしなければならない場合に該当しないこと。

4 計画作成市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該設備整備計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が第1号、第2号及び第4号から第10号までに掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあっては、その同意を得なければならない。

- (1) 農地を農地以外のものにし、又は農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であって、農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けなければならないもの(同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合又は同一の事

- 業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合に限る。) 農林水産大臣
- (2) 農地を農地以外のものにし、又は農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であって、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けなければならないもの(前号に掲げる行為を除く。) 都道府県知事
- (3) 集約酪農地域(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第3条第1項の規定により指定された集約酪農地域をいう。第10条において同じ。)の区域内にある草地(同法第2条第3項に規定する草地をいう。第10条において同じ。)において行う行為であって、同法第9条の規定による届出をしなければならないもの 都道府県知事
- (4) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林(保安林(同法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。)並びに同法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林(森林法第2条第1項に規定する森林をいう。)を除く。第11条第1項において「対象民有林」という。)において行う行為であって、森林法第10条の2第1項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
- (5) 保安林において行う行為であって、森林法第34条第1項又は第2項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
- (6) 都道府県が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であって、漁港漁場整備法第39条第1項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
- (7) 海岸保全区域(当該計画作成市町村が管理するものを除く。)内において行う行為であって、海岸法第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けなければならないもの 海岸管理者(同法第2条第3項に規定する海岸管理者をいう。第8項において同じ。)
- (8) 国立公園(自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第2号に規定する国立公園をいう。第14条において同じ。)の区域内において行う行為であって、同法第20条第3項の許可を受けなければならないもの又は同法第33条第1項の届出をしなければならないもの 環境大臣
- (9) 国定公園(自然公園法第2条第3号に規定する国定公園をいう。第14条において同じ。)の区域内において行う行為であって、同法第20条第3項の許可を受けなければならないもの又は同法第33条第1項の届出をしなければならないもの 都道府県知事
- (10) 温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項又は第11条第1項の許可を受けなければならない行為 都道府県知事
- 5 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項第1号又は第2号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同項の同意をするものとする。
- (1) 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第4条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
- (2) 農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第5条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
- 6 環境大臣又は都道府県知事は、第4項第8号又は第9号に掲げる行為(自然公園法第20条第3項の許可に係るものに限る。)に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、同条第4項の規定により同条第3項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第4項の同意をするものとする。
- 7 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第4項の同意をするものとする。
- (1) 第4項第4号に掲げる行為 森林法第10条の2第2項の規定により同条第1項の許可をしなければならない場合に該当すること。
- (2) 第4項第5号に掲げる行為 森林法第34条第3項若しくは第4項の規定により同条第1項の許可をしなければならない場合又は同条第5項の規定により同条第2項の許可をしなければならない場合に該当すること。
- (3) 第4項第6号に掲げる行為 漁港漁場整備法第39条第2項の規定により同条第1項の許可をしなければならない場合に該当すること。
- (4) 第4項第10号に掲げる行為 温泉法第4条第1項(同法第11条第2項又は第3項において読み

替えて準用する場合を含む。)の規定により同法第3条第1項又は第11条第1項の許可をしなければならない場合に該当すること。

- 8 海岸管理者は、第4項第7号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、海岸法第7条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により同法第7条第1項又は第8条第1項の許可をしなければならない場合に該当しないと認めるときは、第4項の同意をするものとする。
- 9 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、第4項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。
- (1) 第4項第2号に掲げる行為(当該行為に係る土地に2ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限る。) 農林水産大臣
- (2) 第4項第10号に掲げる行為(隣接都府県における温泉(温泉法第2条第1項に規定する温泉をいう。)の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある場合に限る。) 環境大臣
- 10 環境大臣は、前項第2号の規定による協議を受けたときは、関係都府県の利害関係者の意見を聴かなければならない。
- 11 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、第4項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。
- (1) 第4項第2号に掲げる行為 都道府県農業会議
- (2) 第4項第4号に掲げる行為 都道府県森林審議会
- (3) 第4項第10号に掲げる行為 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関

標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1667

担当部署: 農政課

処分の概要	設備整備計画の変更		
法令名 根拠条項	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 第8条第1項		
法令番号	平成25年法律第81号		
【基準】	<p>法第8条の規定による。 (設備整備計画の変更等)</p> <p>第8条 前条第3項の認定を受けた者(以下「認定設備整備者」という。)は、当該認定に係る設備整備計画を変更しようとするときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、計画作成市町村の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 認定設備整備者は、前項ただし書の農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に届け出なければならない。</p> <p>3 計画作成市町村は、認定設備整備者が前条第3項の認定に係る設備整備計画(第1項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定設備整備計画」という。)に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>4 前条第3項から第11項までの規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。</p>		
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1706

担当部署: 農政課

処分の概要	事業計画の変更認定		
法令名 根拠条項	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第8条第1項		
法令番号	平成26年法律第78号		
【基準】	<p>法第8条の規定による。 (事業計画の変更等)</p> <p>第8条 前条第1項の認定を受けた農業者団体等(以下「認定農業者団体等」という。)は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、特定市町村の認定を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>2 特定市町村は、認定農業者団体等が前条第1項の認定に係る事業計画(前項の変更の認定又は同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更があったときは、その変更後のもの。以下この条において「認定事業計画」という。)に従って当該認定事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業(以下「認定事業」という。)を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>3 特定市町村は、認定事業計画が前条第5項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定農業者団体等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第1項の認定を取り消すことができる。</p> <p>4 前条第4項から第6項までの規定は、認定事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第5項及び第6項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3027

担当部署: 農政課

処分の概要	農地の転用の許可(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合を除く。)
法令名 根拠条項	農地法 第4条第1項、第3項及び第4項
法令番号	昭和27年法律第229号
<p>【基準】 法第4条の規定による。 (農地の転用の制限)</p> <p>第4条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可(その者が同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合(農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの(以下「地域整備法」という。))の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第5項において同じ。)には、農林水産大臣の許可)を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 次条第1項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合 (2) 国又は都道府県が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合 (3) 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第4条第4項第1号の権利に係る農地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供する場合 (4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第2条第3項第3号の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合 (5) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第8条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第5条第8項の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合 (6) 土地収用法その他の法律によつて収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合 (7) 市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調つたものをいう。)内にある農地を、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものにする場合 (8) その他農林水産省令で定める場合 <p>2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第1号及び第2号に掲げる場合において、土地収用法第26条第1項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第2項において同じ。)に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第1号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画(以下単に「農用地利用計画」という。)において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合 <ol style="list-style-type: none"> イ 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)内にある農地 ロ イに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの(市街化調整区域(都市計画法第7条第1項の市街化調整区域をいう。以下同じ。)内にある政令で定める農地以外の農地にあつては、次に掲げる農地を除く。) <p>(1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの</p>	

<p>(2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの</p> <p>(2) 前号イ及びロに掲げる農地(同号ロ(1)に掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにしようとする場合において、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められるとき。</p> <p>(3) 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地のすべてを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合</p> <p>(4) 申請に係る農地を農地以外のものにするにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合</p> <p>(5) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき。</p> <p>3 都道府県知事が、第1項の規定により許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 第1項の許可は、条件を付けてすることができる。</p> <p>5 国又は都道府県が農地を農地以外のものにしようとする場合(第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、国又は都道府県と都道府県知事との協議(その者が同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合には、農林水産大臣との協議)が成立することをもって同項の許可があつたものとみなす。</p> <p>6 第3項の規定は、都道府県知事が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3028

担当部署: 農政課

処分の概要	農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得する場合を除く。)
法令名 根拠条項	農地法 第5条第1項並びに同条第3項において準用する第3条第5項及び第4条第3項
法令番号	昭和27年法律第229号

【基準】

法第5条の規定による。

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第5条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第4項において同じ。)にするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可(これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合(地域整備法の定めるところに従ってこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第4項において同じ。))には、農林水産大臣の許可)を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は都道府県が、前条第1項第2号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合
- (2) 農地又は採草放牧地を農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に定める利用目的に供するため当該農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第4条第4項第1号の権利が設定され、又は移転される場合
- (3) 農地又は採草放牧地を特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第2条第3項第3号の権利が設定され、又は移転される場合
- (4) 農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第8条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第5条第8項の権利が設定され、又は移転される場合
- (5) 土地収用法その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合
- (6) 前条第1項第7号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得する場合
- (7) その他農林水産省令で定める場合

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第1号及び第2号に掲げる場合において、土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するため第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第1号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

- (1) 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合

イ 農用地区域内にある農地又は採草放牧地

ロ イに掲げる農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地で、集团的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政令で定めるもの(市街化調整区域内にある政令で定める農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地にあつては、次に掲げる農地又は採草放牧地を除く。)

(1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの

(2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧

地で政令で定めるもの

- (2) 前号イ及びロに掲げる農地(同号ロ(1)に掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにするため第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は同号イ及びロに掲げる採草放牧地(同号ロ(1)に掲げる採草放牧地を含む。)以外の採草放牧地を採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得しようとする場合において、申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められるとき。
- (3) 第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草放牧地のすべてを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合
- (4) 申請に係る農地を農地以外のものにする事又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする事により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- (5) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合
- (6) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、農地につき所有権以外の第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき、又は採草放牧地につきこれらの権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的若しくは主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されることが確実と認められないとき。
- (7) 農地を採草放牧地にするため第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき。
- 3 第3条第5項及び第7項並びに前条第3項の規定は、第1項の場合に準用する。
- 4 国又は都道府県が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合(第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、国又は都道府県と都道府県知事との協議(これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合には、農林水産大臣との協議)が成立することをもって第1項の許可があつたものとみなす。
- 5 前条第3項の規定は、都道府県知事が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3029

担当部署: 農政課

処分の概要	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可
法令名 根拠条項	農地法 第18条第1項、第3項及び第4項
法令番号	昭和27年法律第229号
<p>【基準】</p> <p>法第18条の規定による。</p> <p>(農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限)</p> <p>第18条 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が、信託事業に係る信託財産につき行われる場合(その賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存していたものである場合及び解約の申入れ又は合意による解約にあつてはこれらの行為によつて賃貸借の終了する日、賃貸借の更新をしない旨の通知にあつてはその賃貸借の期間の満了する日とその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日前1年以内でない場合を除く。)</p> <p>(2) 合意による解約が、その解約によつて農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前6月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合又は民事調停法による農事調停によつて行われる場合</p> <p>(3) 賃貸借の更新をしない旨の通知が、10年以上の期間の定めがある賃貸借(解約をする権利を留保しているもの及び期間の満了前にその期間を変更したものでその変更をした時以後の期間が10年未満であるものを除く。)又は水田裏作を目的とする賃貸借につき行われる場合</p> <p>(4) 第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けて設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、賃借人がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合において、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て行われる場合</p> <p>(5) 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第18条第2項第6号に規定する者に設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、その者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合において、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て行われる場合</p> <p>(6) 農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項第1号に掲げる業務の実施により借り受け、又は同項第2号に掲げる業務の実施により貸し付けた農地又は採草放牧地に係る賃貸借の解除が、同法第20条又は第21条第2項の規定により都道府県知事の承認を受けて行われる場合</p> <p>2 前項の許可は、次に掲げる場合でなければしてはならない。</p> <p>(1) 賃借人が信義に反した行為をした場合</p> <p>(2) その農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにすることを相当とする場合</p> <p>(3) 賃借人の生計(法人にあつては、経営)、賃貸人の経営能力等を考慮し、賃貸人がその農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供することを相当とする場合</p> <p>(4) その農地について賃借人が第36条第1項の規定による勧告を受けた場合</p> <p>(5) 賃借人である農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合並びに賃借人である農業生産法人の構成員となつている賃貸人がその法人の構成員でなくなり、その賃貸人又はその世帯員等がその許可を受けた後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められ、かつ、その事業に必要な農作業に常時従事すると認められる場合</p> <p>(6) その他正当の事由がある場合</p> <p>3 都道府県知事が、第1項の規定により許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聞かなければならない。</p> <p>4 第1項の許可は、条件をつけてすることができる。</p> <p>5 第1項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。</p>	

- 6 農地又は採草放牧地の賃貸借につき解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行なわれた場合には、これらの行為をした者は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会にその旨を通知しなければならない。
- 7 前条又は民法第617条(期間の定めのない賃貸借の解約の申入れ)若しくは第618条(期間の定めのある賃貸借の解約をする権利の留保)の規定と異なる賃貸借の条件でこれらの規定による場合に比して賃借人に不利なものは、定めないものとみなす。
- 8 農地又は採草放牧地の賃貸借に付けた解除条件(第3条第3項第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項第5号に規定する条件を除く。)又は不確定期限は、付けないものとみなす。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3031

担当部署: 農政課

処分の概要	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的としたキジバト、カワラバト(ドバト)、ニュウナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、キツネ、ノイヌ、ノネコ、アライグマ又はとがりねずみ科若しくはねずみ科の全種(法第2条第4項に規定する希少鳥獣並びにドブネズミ、クマネズミ及びハツカネズミを除く。)の捕獲等の許可又は鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的としたキジバト、カワラバト(ドバト)、ニュウナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス又はハシブトガラスの卵の採取等の許可		
法令名根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第1項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】	<p>法第9条第1項から第3項までの規定による。 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)</p> <p>第9条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>(2) 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>(3) その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に許可の申請をしなければならない。</p> <p>3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項の許可をしなければならない。</p> <p>(1) 捕獲等又は採取等の目的が第1項に規定する目的に適合しないとき。</p> <p>(2) 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき(鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であつて、環境省令で定める場合を除く。)</p> <p>(3) 捕獲等又は採取等によって第2種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は環境省令で定める区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3032

担当部署: 農政課

処分の概要	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の従事者証の交付		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第8項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】	<p>法第9条第8項の規定による。 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)</p> <p>第9条</p> <p>8 第1項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者(第14条の2において「認定鳥獣捕獲等事業者」という。)その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者(以下「従事者」という。)であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3033

担当部署: 農政課

処分の概要	許可証又は従事者証の再交付		
法令名根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第9項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】	<p>法第9条第9項の規定による。 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)</p> <p>第9条</p> <p>9 第1項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第7項の許可証(以下単に「許可証」という。)若しくは前項の従事者証(以下単に「従事者証」という。)を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3036

担当部署: 農政課

処分の概要	鳥獣の飼養の登録		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第1項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】	<p>法第19条の規定による。 (飼養の登録)</p> <p>第19条 第9条第1項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣(同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第22条第1項及び第84条第1項第7号において同じ。)を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第9条第4項に規定する有効期間の末日から起算して30日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の登録(以下この節において単に「登録」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に登録の申請をしなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、環境省令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。</p> <p>4 登録の有効期間は、登録の日から1年とする。</p> <p>5 前項の有効期間は、登録を受けた者又は次条第1項の規定により登録鳥獣(第1項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下この節において同じ。)の譲受け又は引受けをした者の申請により更新することができる。</p> <p>6 登録鳥獣を飼養している者は、その者が第3項の登録票(以下単に「登録票」という。)で当該登録鳥獣に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3037

担当部署: 農政課

処分の概要	飼養の登録の更新		
法令名根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第5項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】	<p>法第19条の規定による。 (飼養の登録)</p> <p>第19条 第9条第1項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣(同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第22条第1項及び第84条第1項第7号において同じ。)を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第9条第4項に規定する有効期間の末日から起算して30日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の登録(以下この節において単に「登録」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に登録の申請をしなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、環境省令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。</p> <p>4 登録の有効期間は、登録の日から1年とする。</p> <p>5 前項の有効期間は、登録を受けた者又は次条第1項の規定により登録鳥獣(第1項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下この節において同じ。)の譲受け又は引受けをした者の申請により更新することができる。</p> <p>6 登録鳥獣を飼養している者は、その者が第3項の登録票(以下単に「登録票」という。)で当該登録鳥獣に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3038

担当部署: 農政課

処分の概要	登録票の再交付		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第6項(第21条第2項において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】	<p>法第19条の規定による。 (飼養の登録)</p> <p>第19条 第9条第1項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣(同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第22条第1項及び第84条第1項第7号において同じ。)を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第9条第4項に規定する有効期間の末日から起算して30日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の登録(以下この節において単に「登録」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に登録の申請をしなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、環境省令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。</p> <p>4 登録の有効期間は、登録の日から1年とする。</p> <p>5 前項の有効期間は、登録を受けた者又は次条第1項の規定により登録鳥獣(第1項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下この節において同じ。)の譲受け又は引受けをした者の申請により更新することができる。</p> <p>6 登録鳥獣を飼養している者は、その者が第3項の登録票(以下単に「登録票」という。)で当該登録鳥獣に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年6月30日	最終変更年月日	年 月 日